

(阿部委員修正案)

番 号  
平成 28 年 2 月 12 日

文部科学大臣 宛

原子力委員会委員長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する  
目標（中長期目標）の変更について（答申）

原子力委員会は、平成 27 年 3 月 12 日付け府政科技 266 号をもって、「国立研究  
開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）  
について（答申）」として、同機構が当該中長期目標の達成を目指した業務運営を進め  
るに際して配慮すべき事項を示し、委員会は機構の一部業務の分離・他法人への統合  
について適宜説明を受けることを求めた。としている。

今般、平成 28 年 1 月 22 日付け 27 文科開第 716 号をもって国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構法第 25 条の規定に基づき意見を求められた核融合研究開発  
及び量子ビーム応用研究の一部が同機構から分離され、国立研究開発法人放射線医学  
総合研究所（平成 28 年 4 月以降、「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に  
名称変更）に統合される点については、分離統合後のこれらの活動で原子力の研究・  
開発・利用に関するもの、特に核融合関連の事項については引き続き原子力基本法に  
さだめる基本目的・原則、特に平和目的限定が維持されることが重要と考えるので、  
これを明確にする適当な措置を取られることを求めたい。同機構の中長期目標の変更  
については、妥当と認める一つの判断として異議を唱えるものではない。

なお、貴省におかれては、同機構が我が国における唯一の原子力に関する主要な総  
合的研究開発機関として、社会的使命や果たすべき役割を念頭に、業務の重点化を  
図ることとした今般の変更の趣旨に鑑み、今後の業務運営に際しては、特に下記の事項  
についても十分配慮されたい。

記

1. 今般の変更に伴い、核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部が同機構から  
分離され、国立研究開発法人放射線医学総合研究所（平成 28 年 4 月以降、「国立研

究開発法人量子科学技術研究開発機構」に名称変更)に統合されるが、これまでの研究開発の実施に支障を来すことのないよう、両機構において密接な連携協力を図るとともに、より効率的、効果的な業務運営を遂行できるよう、不断の努力を行うこと。広く原子力関連活動を見る立場にある原子力委員会としては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構における今後の取組に期待するものであり、引き続き関心を持って注視していくこととするので、随時適切に説明を求めたい。

2. 原子力委員会としては、上述の平成27年3月12日付け答申において、各研究開発の進捗状況を踏まえた中長期目標の見直しの検討状況や中長期目標の達成状況等について適宜説明を求めているところであるが、特に、目標の達成に向けた組織運営の観点についても関心を持っているところである。同機構におけるこれらの状況については、今後も重要分野・課題ごとに適宜説明を求めるとともに、要すれば原子力委員会として意見を述べることとする。

以 上